

# ① 所得拡大税制（H30.4.1～H33.3.31に開始する事業年度）

分類	適用要件	税額控除額
賃上げ・投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"><li>① 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えていること</li><li>② 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額より3%以上増加していること</li><li>③ 当期の国内設備投資額が当期の減価償却費の総額×90%以上であること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 給与等支給増加額×15%（ただし、法人税額の20%が限度）</li><li>➤ 教育訓練費が比較教育訓練費よりも20%以上増加している場合は、「給与等支給増加額×20%（ただし、法人税額の20%が限度）」</li></ul>
中小企業等における投資拡大促進税制	<ul style="list-style-type: none"><li>① 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えていること</li><li>② 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額より1.5%以上増加していること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 給与等支給増加額×15%（ただし、法人税額の20%が限度）</li><li>➤ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用比較給与等支給額より2.5%以上増加し、教育訓練費が中小企業比較教育訓練費よりも10%以上増加または経営力向上計画の認定・証明がなされている場合は、「給与等支給増加額×25%（ただし、法人税額の20%が限度）」</li></ul>

## ②情報連携投資等促進税制（IoT投資促進税制）

対象設備	適用要件	税務上の処理
<p>ソフトウェア</p> <p>機械装置</p> <p>器具備品</p> <p>H30.6.6～ H33.3.31に取得・ 供用</p>	<p>① 青色申告法人である認定革新的データ産業活用事業者が、革新データ産業活用計画の認定を受け、計画にしたがって左記の対象設備の取得等をして、その事業の用に供したこと</p> <p>② 対象設備の投資合計額が50百万円以上であること</p>	<p>1. 特別償却の場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 取得価額×30%</li></ul> <p>2. 税額控除の場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 取得価額×3%（法人税額の15%を限度）</li><li>➤ 継続雇用者給与等支給増加額が3%以上である場合は、「取得価額×5%（法人税額の20%を限度）」</li></ul>

### ③賃上げ・設備投資に積極的ではない企業への対応

---

大企業が、以下のいずれにも該当しない場合、その事業年度について、「研究開発税制」、「地域未来投資促進税制」、「情報連携投資等促進税制」の税額控除が適用できない

- ① 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えていること
- ② 当期の国内設備投資額が当期の減価償却費の総額×10%を超えていること

ただし、当期の所得の金額が前期の所得の金額以下の一定の事業年度（設立事業年度や合併等の日を含む事業年度を除く）においては、税額控除の適用を受けることができる

H30.4.1～H33.3.31に開始する事業年度が対象である